

令和 6 年第 7 回

美里町農業委員会総会議事録

第7回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年6月25日(火) 午後1時30分から午後2時46分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(15名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	10 番	小野 保裕
11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博	13 番	遊佐 恭一
14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子

欠席委員(1名)

9 番 佐々木幸一郎

4 報告事項

1. 使用貸借権の合意解約による通知について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 農用地の形状変更届出について
4. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、定刻になりましたので、ただいまより、令和6年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、9番佐々木幸一郎委員が所要のため欠席ですので、15人の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。議事録には会長と総会において定めた2人以上の委員が指名しなければならないことが美里町農業委員会会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。3番我妻卓美委員、6番古内世紀委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入る前に暫時休憩いたします。
議長	休憩します。(13:35)
議長	それでは、再開いたします。(13:42)
議長	報告事項1番、農家相談日について、担当委員よりお願いいたします。
繁泉順子委員	8番繁泉です。 農家相談のご報告を申し上げます。 6月7日金曜日9時より、出席者は伊藤恵子会長と佐々木幸一郎委員と私、繁泉の3名でした。それで、相談のほうは、相談者はなしということでございました。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。
議長	次に、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項４番、農用地の形状変更届出について事務局より報告をお願いいたします。 また、６月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項４について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	それでは、農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。
後藤幸太郎委員	それでは、２番後藤のほうから報告いたします。 農地調査委員会は、小田嶋委員と委員長である私、後藤と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計６名で６月１４日に現地調査を行いました。 農用地の形状変更届出についての意見。 番号７の申請地は●●字●●です。現地は畑地化し、耕作可能な土質による盛土がされており、●●●●●●●●により●●●●●●●●●●しており、特に問題はないことを確認してきました。 以上、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	よろしいですか。 それでは、ないようですので、続きまして、報告事項５番、非農地証明願について事務局より報告をお願いいたします。 また、６月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項５番について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員	非農地証明願についての意見。 番号８の申請地は、●●字●●です。現地は、昭和４１年９月２８日に転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も宅地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号９の申請地は、●●字●●です。現地は、長年、資材置き場及び駐車場として、雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号１０の申請地は、●●字●●です。現地は、長年、住宅及び敷地として、宅地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声) 無いようですので、議事に入ります。 第１号議案 農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。事務局の説明より説明願います。
事務局	(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。 質疑ありませんか。
渡邊雅光委員	１４番渡邊です。 議案番号２２０番と２２１番の２つについてですが、農地中間管理事業を利用した●●●●、両方合わせると約３町歩ぐらいなんです。が、●●●●でなくて●●●●●●にした理由と、この農地の利用目的、●●●●●●●●はどなたもご存じの会社のはずなんです。が、やはり●●●●●●●●をやるのか、議案書からはその辺がはっきり認められないので、分かる範囲で教えていただきたい。
議長	事務局、お願いします。
議長	休憩します。(１４：１６)
議長	再開します。(１４：２７)
議長	事務局、お願いします。
事務局	それでは、お答えします。 こちらの質問に対する回答につきましては、提出された書類には特に記載はございませんが、こちら推察されるには、●●●●●●●●傘下に入って経営しております●●●●●●●●、こちらの会社の役員

に220番の●●●●さん並びに221番の●●●●さん、こちらのほうが役員となっております。この関係で●●●●●●●●のほうとこの土地の●●●●について合意がなされて●●●●●●●●の設定になったものと思われます。

なお、こちらの作物等については、●●●●●●●●するものと思われます。

以上です。

議長

よろしいですか。

渡邊雅光委員

分かりました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第1号議案、農用地利用集積計画書審議については全ての番号において賛成となりましたので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果について報告をお願いいたします。

後藤幸太郎委員

では、報告いたします。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見、番号4については、●●字●●●●にあり、以前から自宅敷地への通路及び車庫として使用しており、違反転用の状態でありました。

しかし、申請者から始末書も提出され反省しており、農地区分は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく第2種農地になりますので、追認することはやむを得ないものと見てまいりました。

なお、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。 質疑ありませんか。
議長	(なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議員	全員賛成と認めます。 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、6月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明に入る前に、事前にお配りした資料の訂正をお願いしたいと思います。 第3号議案ということで、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての別紙、議案書とは別にお送りした資料があるんですけども、その中の番号12、そちらの●●字●●というところの図面なんですけれども、こちらがパネルの枚数が最初116枚ということで申請されたんですけども、後ほど112枚、こちらの今日お渡した資料のとおりに変更したいということで申請者からの変更の旨がありましたので、こちらのほうの差し替えをお願いしたいと思います。(「番号12、112枚」の声あり)番号12になります。(「●●●●」の声あり)●●●になります。 よろしくをお願いいたします。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
後藤幸太郎委員	それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。 番号10の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●●●●●●です。現地は都市計画用途地域内にあることから農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず許可相当と見てまいりました。 次に、番号11の申請地は●●字●●にあり、転用目的は住宅で

議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 3 番

署 名 委 員
議 席 6 番